

俱進会会則

総則

第1条 本会は横浜市立大学医学部医学科同窓会であり俱進会と称し、事務局を横浜市立大学医学部内に置く。
第2条 本会は会員相互の親睦と扶助を図り、公立大学法人横浜市立大学医学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- イ 会員の連絡
- ロ 名簿及びその他の出版物の発行
- ハ 会報の発行
- ニ 医学研究の振興
- ホ 地域医療・保健・福祉の発展への寄与
- ヘ 学内外の各種文化活動の開催、後援
- ト その他、常任理事会において適当と定めた事業

会員

第4条 正会員

- イ 横浜市立医学専門学校卒業者、横浜医科大学卒業者、横浜市立大学医学部卒業者、
公立大学法人横浜市立大学医学部医学科卒業者、横浜市立大学大学院医学研究科修了者、
公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科修了者
- ロ 前項以外で公立大学法人横浜市立大学医学部医学科・附属病院・附属市民総合医療センターで
研究・診療・教育に従事した、或いは従事している者で、入会を希望する者
- ハ 前2項以外で公立大学法人横浜市立大学医学部医学科の連携病院長の職にある者で、入会を希望
する者

第5条 学生会員

公立大学法人横浜市立大学医学部医学科学生

第6条 名誉会員

- イ 本会又は本医学部医学科に多大の貢献があった者で、常任理事会で推薦し、総会で承認された者
- ロ 80歳以上の役員経験者で、常任理事会で推薦し、総会で承認された者

第7条 俱進会正会員は同時に横浜市立大学医学会員となる。

役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
常任理事 若干名
理事 若干名
監事 2名

- 2 会長は正会員より推薦された者につき理事会で決定し、総会の承認を得る。
- 3 副会長は理事より会長が委嘱する。但し常任理事会において承認を得る。
- 4 常任理事は理事より会長が委嘱する。
- 5 理事は正会員より推薦された者につき常任理事会の議を経て総会の承認を得、会長が委嘱する。
- 6 監事は正会員より推薦された者につき会長が委嘱する。
- 7 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長よりあらかじめ指名された一人がその職務を代理する。
- 3 常任理事は会務を審議し、その執行にあたる。
- 4 理事は会務の執行のための審議をする。
- 5 監事は会計を監査し、理事会及び常任理事会に出席する。

顧問

第10条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は本会の発展に貢献している者で常任理事会によって承認された者につき会長が委嘱する。
- 3 顧問は会務について会長の諮問に応ずる。

会議

第11条 総会は正会員をもって構成され、毎年1回会長がこれを招集する。

- 2 総会は会務並びに会計の執行、会費の変更及び本会の重要な事項について承認する。
- 3 総会は正会員の1/10以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。

第12条 会長が必要と認めた場合及び正会員の多数が要求する場合には、常任理事会の承認を得て臨時総会を開くことが出来る。

第13条 会務を処理するために理事会を置く。

- 2 理事会は会長、副会長、常任理事及び理事を以て構成する。
- 3 理事会は隨時会長が招集する。また、多数の役員から要求があった場合にも会長が招集する。
- 4 理事会は会長が議事を司る。
- 5 理事会は構成員の1/3以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。

第 14 条 常任理事会は会長が隨時招集する。

- 2 常任理事会は会長・副会長・常任理事を以て構成し、その 1/2 以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。
- 3 常任理事会は会長が議事を司る。

地方支部

第 15 条 各地方又は職域を単位として地方支部を置く。

- 2 地方支部の設置は常任理事会の承認を得なければならない。
- 3 地方支部長は所属する正会員より推薦された者につき会長が委嘱する。
- 4 地方支部は所属する会員相互の親睦を図り、本会の発展に寄与するものとする。

学年支部

第 16 条 正会員は学年ごとに学年支部を置く。

- 2 学年支部長は所属する正会員より推薦された者につき会長が委嘱する。
- 3 学年支部は所属する会員相互の親睦を図り、本会の発展に寄与するものとする。

学生支部

第 17 条 学生会員は学生支部を置く。

- 2 各学年から学生幹事 2 名を選び出し、学生幹事会を組織する。
- 3 学生支部は所属する会員相互の親睦を図り、本会の発展に寄与するものとする。

会員の権利と義務

第 18 条 本会員は会則を守り、正会員は会費を納入する義務を負うとともに会務につき意見を提出し又は説明を求める権利がある。

第 19 条 本会員は住所・氏名・勤務先などに変更があった場合にはその都度事務局に通知する。

事務局

第 20 条 事務を処理するため事務局に職員若干名を置く。

- 2 職員は会長の指示を受け事務処理に当たる。
- 3 職員の任免、勤務及び給与等は常任理事会で決定する。

会計

第 21 条 本会の会計は次の通りとする。

- イ 会 費
- ロ 寄付金
- ハ その他の収入

- 2 会費は内規に定める。但し、横浜市立大学医学会年会費と併せて納入するものとする。
- 3 常任理事会で特殊事情を認めた会員、および申し出のあった 80 歳以上の会員については会費を免除出来る。
- 4 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
- 5 本会における金銭の收受並びに支出については会長の承認を必要とする。

会則の改正

第 22 条 本会の会則の改正は総会の議決によらなければならない。

付 則

第 23 条 会則に基づく会務の執行を円滑に行うため、必要に応じて内規を定めることが出来る。

- 2 前項の内規は常任理事会で定める。
- 3 定められた内規は文書として保管しなければならない。

本会の会則の設定と一部変更

- 昭和 36 年 7 月 23 日(設 定)
- 昭和 42 年 7 月 15 日(一部変更)
- 昭和 45 年 10 月 22 日(一部変更)
- 昭和 50 年 11 月 29 日(一部変更)
- 昭和 53 年 4 月 21 日(一部変更)
- 昭和 55 年 4 月 19 日(一部変更)
- 昭和 60 年 4 月 16 日(一部変更)
- 平成 元年 4 月 27 日(一部変更)
- 平成 4 年 5 月 9 日(一部変更)
- 平成 7 年 5 月 27 日(一部変更)
- 平成 11 年 4 月 24 日(一部変更)
- 平成 18 年 4 月 15 日(一部変更)
- 平成 19 年 4 月 21 日(一部変更)
- 平成 22 年 4 月 24 日(一部変更)
- 平成 23 年 4 月 16 日(一部変更)
- 平成 24 年 5 月 12 日(一部変更)
- 平成 29 年 5 月 20 日(一部変更)
- 令和 元年 5 月 18 日(一部変更)